

## 商品先物取引法施行規則改正に関する声明文

～ 商品先物取引における不招請勧誘規制の改悪（緩和）に強く反対する ～

2015年（平成27年）6月1日

先物取引被害全国研究会

代表 弁護士 平 澤 慎 一

本日、商品先物取引における不招請勧誘禁止規制を骨抜きにする、商品先物取引法施行規則（第102条の2）の「改正」がついに施行された。

当研究会は、この省令の「改正」は、商品先物取引における不招請勧誘禁止規制を骨抜きにし、再び悲惨な商品先物取引被害を拡大させる「改悪」であるとして、強く反対するものである。

今般の「改正」は、他社とのハイリスク取引や、年齢・年収・保有資産等の「一定の要件」の有無を確認する名目での勧誘行為を実質的に許容するもので、投資意向のない者への不意打ち的な勧誘を禁止して商品先物取引被害を防止するという不招請勧誘禁止の趣旨を没却させるものである。また、上記「一定の要件」にかかる例外の確認を顧客の申告書面で足りるものとする、顧客が書面作成を誘導されることによって、原則と例外が安易に逆転してしまうことは、これまでの商品先物取引被害の例をみても明らかである。

また、このような省令の「改正」は、法律の下位規範である省令によって、商品先物取引法が定める不招請勧誘の禁止規制の本質を捨て去るもので、商品先物取引法第214条第9号の委任の趣旨を逸脱し、違法である。

当研究会は、日弁連および全国の全ての単位弁護士会、多数の消費者団体等が反対していたにもかかわらず、このような違法な省令の「改正」が強行され、施行されてしまったことに強く抗議する。そして、悲惨な商品先物取引被害が再び増加することを深く懸念するとともに、この「改正」によって被害が生じた場合には、直ちにその責任を追及する決意であることを表明する。

以 上